佐賀県後期高齢者医療広域連合嘱託職員取扱要綱

（平成25年３月７日訓令第２号）

（趣旨）

第１条　この訓令は、佐賀県後期高齢者医療広域連合嘱託職員（以下、「嘱託職員」という。）の身分、任用、勤務条件等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第２条　嘱託職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第３号に規定する非常勤の職員とする。

（任用）

第３条　嘱託職員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、任命権者が選考により任用する。

⑴　職務の遂行に必要な知識、経験及び技能を有していること。

⑵　健康で意欲をもって任務を遂行すると認められること。

（任用期間）

第４条　嘱託職員の任用期間は、１年以内とし、５年を超えて更新することはできない。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（勤務日及び勤務時間）

第５条　嘱託職員の勤務日及び勤務時間は、おおむね１週間当たり30時間を超えない範囲内で、職務の実態に応じて総務課長と協議の上、所属長が定める。

（勤務を要しない日及び休憩時間）

第６条　嘱託職員の勤務を要しない日及び休憩時間については、勤務内容等を考慮して総務課長と協議の上、所属長が定める。

（年次有給休暇）

第７条　嘱託職員の年次有給休暇は、別表第１に定める日数とする。

２　前項の年次有給休暇の日数は、任用期間が更新された者で、雇用の日から１年６月以上継続勤務し、引き続き任用された期間が６月を超えた者は、前項に規定する年次有給休暇の日数に、別表第２に定める日数を加算するものとする。

３　前２項の規定により与えられた年次有給休暇の日数は、２年を限度に引き続き任用された期間に繰り越すことができる。

４　任命権者は、年次有給休暇を嘱託職員の請求する時季に与えなければならない。

ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（年次有給休暇以外の休暇）

第８条　任命権者は、次の各号に掲げる場合には、嘱託職員に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

⑴　選挙権その他公民としての権利を行使する場合　必要と認められる期間

⑵　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合　必要と認められる期間

⑶　嘱託職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

⑷　妊娠中の女性嘱託職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合　必要と認められる期間

⑸　忌引の場合　佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第７号）別表付表２に定める日数の範囲内の期間

⑹　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通が制限され、又は遮断された場合　必要と認められる期間

⑺　地震、水害その他の災害により交通が遮断され、又は交通機関等の事故等の不可抗力により出勤できない場合　必要と認められる期間

⑻　地震、水害その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合　必要と認められる期間

２　任命権者は、次の各号に掲げる場合には、嘱託職員に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

⑴　嘱託職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合　10日を超えない範囲内で必要と認められる期間（当該負傷又は疾病が公務によるものである場合は、必要と認められる期間）

⑵　女性嘱託職員の出産の場合　出産予定日前６週間目（多胎妊娠にあっては、14週間目）に当たる日から出産後８週間目に当たる日までの範囲内の期間

⑶　嘱託職員が生後満１年に達しない子を育てる場合　１日２回それぞれ30分以内の期間（男性の嘱託職員にあっては、その子の当該嘱託職員以外の親が当該嘱託職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

⑷　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する嘱託職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

⑸　次に掲げる者（イ及びウに掲げる者にあっては、嘱託職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号及び次号において「要介護者」という。）の介護その他の世話を行う嘱託職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ　祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ　嘱託職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び嘱託職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

⑹　嘱託職員（引き続き任用された期間が１年以上であり、かつ、この号の休暇の承認を受けようとする期間の初日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き任用されることが見込まれる者に限る。）が要介護者の介護をするため、勤

務しないことが相当であると認められる場合　要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する93日の範囲内の期間

⑺　女性嘱託職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合　３日の範囲内の期間

（休暇の請求手続等）

第９条　前２条に規定する休暇に関する手続、休暇の単位等については、佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年広域連合規則第５号。同規則第21条第２項の規定を除く。）の例による。

（報酬）

第１０条　嘱託職員の報酬の額は、予算の範囲内において任命権者が定める。

（費用弁償）

第１１条　嘱託職員が費用弁償として受け取る旅費の額は、佐賀県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第９号）に定める額とする。

（報酬の減額）

第１２条　嘱託職員が第５条に規定する勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（第８条第２項に規定する無給の休暇を除く。）を除き、その勤務しない１時間につき、次項に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額して支給する。

２　勤務１時間当たりの報酬額は、報酬月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じた数で除して得た額とする。

３　前２項の規定にかかわらず、嘱託職員が月の１日から末日までの期間の全期間にわたり勤務しないときの減額すべき額は、その月の報酬の全額とする。

（服務）

第１３条　嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

２　嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの訓令の定めに従い、かつ、所属長の職務上の命令に従わなければならない。

３　嘱託職員は、その職の信用を傷つけ、又は嘱託職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

４　嘱託職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

また、同様とする。

（職務専念義務の免除）

第１４条　嘱託職員は、佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年広域連合条例第６号）及び佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成19年広域連合規則第10号）の例により、前条第１項に規定する義務を免除されることができる。

（解職）

第１５条　任命権者は、嘱託職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職を解くことができる。

⑴　勤務実績が良くない場合

⑵　心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

⑶　前２号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

⑷　刑事事件に関し起訴された場合

⑸　職制の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

⑹　第13条の規定に著しく違反した場合

（社会保険への加入）

第１６条　嘱託職員の社会保険への加入については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

（補則）

第１７条　この訓令に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第１（第７条関係）

１週間の所定勤務日数	１年間の所定勤務日数	任用期間の勤務月数											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
５日	217日以上	0日	2日	3日	3日	4日	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日
４日	169日から216日まで	0日	1日	2日	2日	3日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日
３日	121日から168日まで	0日	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	5日	5日	5日	5日
２日	73日から120日まで	0日	1日	1日	1日	1日	2日	3日	3日	3日	3日	3日	3日
１日	48日から72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日

備考　年次有給休暇の日数は、１週間の勤務日が定められている場合は左欄とし、週以外の期間によって勤務日が定められている場合は中欄のそれぞれの区分に応じた日数とする。ただし、１週間の勤務時間が30時間以上であるときは、１週間又は１年間の勤務日数にかかわらず、１週間の勤務日数は５日以上、１年間の勤務日数は217日以上とみなす。

別表第２（第７条関係）

引き続き任用された期間	日数
６月を超えて１年６月以内	１日
１年６月を超えて２年６月以内	２日
２年６月を超えて３年６月以内	４日
３年６月を超えて４年６月以内	６日
４年６月を超えて５年未満	８日

備考　第４条ただし書の規定により５年を超えて任用期間が更新された場合における日数については、任命権者がその都度定める。